

京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務委託仕様書

1 委託業務名

京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日（火）まで

3 業務の概要

京都市文化財保存活用地域計画策定（仮称）に向けて、下記の業務を行う。

(1) 京都市の概要、文化遺産の概要、歴史文化の特徴等を取りまとめ業務

ア 取りまとめ業務

成果物は、ワード形式で、A4 100ページ程度とする。レイアウトも含め、データにて納品すること

イ 有識者会議の開催（3回を想定）

会議（1回当たり120分）の資料作成や当日の運営補助、会議のテープ起こし、会議録作成を行う。

(2) 京都市指定・登録文化財の所有者を対象とする交流会の企画、開催

ア 会場の確保

イ 開催案内の作成・封入・切手の添付、参加者の取りまとめ

（案内件数は、約300件とし、参加見込みは、100人程度を想定）

※ 個人情報保護のため、宛名ラベル添付・発送は、京都市において実施。

ウ 交流会当日の受付、司会、アンケートの回収、集計

エ その他交流会の開催、運営に必要な業務

（企画要件）

- ・ 開催時期は、8月頃を予定
- ・ 全体で約3時間程度とし、所有者の交流時間を1時間以上確保する。
- ・ 企画は、所有者同士気軽に発言・交流できるものとするとともに、所有者の参加意欲を高めるため、ゲストスピーカーによる講演などの事業を最低1つ行う。

(3) 市民意識調査の企画、実施、集計

京都市民を対象に街頭又は訪問による調査を行う。

収集するサンプルは、各区100（×11区）以上とする。

(4) 調査研究

文化遺産の保存と活用の好循環につながるリーディング事業の企画のための調査研究を、次のとおり行う。

ア 具体的な事業の検討

アンケート等を実施し、大学、企業等が期待する文化遺産の保存と活用の取組を把握する。また、その結果を基に、京都市と大学、企業等が連携することで、新産業の創出や研究の一層の促進、地域の活性化等につながる具体的な事業の案を提示する。

アンケートの対象等は、次のとおり想定。

- ・ 国内外の大学・研究機関 50大学以上（市内23大学及び首都圏の大学等）

- ・ 展示，模型作成，分析，デザイン，映像解析，観光，サービス，メディアその他の民間企業 200社以上（うち首都圏の企業100社以上を想定）
- ・ 他都市 100都市以上（政令市等）

イ 連携のあり方の提示

アにおいて提示した事業の案の具体化に向けて，京都市と連携して取り組んでいく意思のある大学や企業等の候補の検討や，当該大学，企業等とどのような役割分担，協力体制で事業を推進するのか，その枠組みを提示する。

ウ 連携拠点となる施設のあり方の検討

大学や企業等との連携事業を行う拠点となる施設について，付与すべき機能や整備費，運営費等の検討を行う。検討に当たっては，京都市が有効活用を目指している学校跡地等の市有地・市有施設を活用して，京都市の費用負担を最小限に抑えるものとする。

エ その他

京都の文化遺産の海外への効果的な発信・交流の手法等を提示する。また，文化遺産の保存と活用の好循環に向けて，受託者が効果的と考える取組について検討を行う。

4 スケジュール（予定）

- 31年8月 京都市指定・登録文化財の所有者を対象とする交流会の開催
- 9月 アンケート調査等の取りまとめ
- 10月 京都市の概要，文化遺産の概要，歴史文化の特徴等原稿案取りまとめ
- 32年2月 京都市の概要，文化遺産の概要，歴史文化の特徴等修正案取りまとめ
- 3月 調査研究結果の取りまとめ

5 その他

- ・ 受託者は，スケジュールに沿って円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと
- ・ 業務の進捗状況については，1箇月に1度，京都市に必ず報告を行うとともに，重要，異例の事項については，随時，報告すること
- ・ 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は，速やかに京都市と協議し，その決定に従うこと
- ・ 受託者は，本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的外に使用しないこと。これは委託期間終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施により，得られた成果物の著作権，著作権等の一切の権利は，全て京都市に帰属させるものとする。
- ・ 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については，受託者が納品前に適切な処理を行うこと（そのための経費は委託料に含む）
- ・ 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は，京都市の責に帰すべきものを除き，全て受託者の責任において処理すること
- ・ 受託者が本業務を良好に遂行した場合は，平成32年度の文化財保存活用地域計画策定（文化遺産の保存・活用に関する措置等の取りまとめ）に係る予算が市会で成立することを前提に，当該受託者は，平成32年度の業務を，京都市と随意契約できるものとする。